

# 令和4年度新型コロナウイルス感染防止のための小学校等臨時休業への対応に係るベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）実施要綱

令和4年4月1日3福保子保第5705号

## 1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染防止のために小学校等が臨時休業となったことに伴い、小学生の保護者が認可外の居宅訪問型保育サービス（以下「ベビーシッター」という。）の利用を余儀なくされた場合に、これによる新たな費用負担を軽減するため、利用料の一部を助成することにより、保護者の支援に資することを目的とする。

## 2 用語の定義

この要綱における新型コロナウイルスの定義は、次に定めるところによる。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に定義された新型コロナウイルス感染症

## 3 事業の実施内容

### （1）助成方法

都、区市町村及び公益社団法人全国保育サービス協会の三者が連携し、一定の要件を満たしたベビーシッター事業者において利用できる助成券を、本事業の専用システム上で利用者に交付することにより実施する。

本事業を活用する区市町村は、事業実施前に、別添様式により都に活用を申し出るものとする。

### （2）助成対象者

（1）により本事業の活用を申し出た区市町村において、小学校や学童クラブ等の臨時休業（以下「臨時休業」という。）に伴い、区市町村が支援を要すると判断した小学生の保護者

### （3）対象児童

臨時休業となった小学校等に通う小学生

### （4）助成対象期間

令和4年4月1日から当面の間

### （5）助成額等

本事業の参画事業者として都が認定したベビーシッター事業者（以下「認定事業者」という。）が、1時間当たり2,400円（税込）を上限に設定する利用料のうち、利用者負担額（1時間当たり150円（税込））を除い

た額（以下「利用料差額」という。）を、都が認定事業者に対して支払う。

なお、午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後10時までの利用については、早朝・夜間のサービス提供に対する事業者への経費補償額（以下「経費補償額」という。）として、1時間当たり400円（税込）を利用料差額に加えて支払う。

(6) 利用可能時間帯

月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前7時から午後10時まで

(7) 利用上限

児童一人当たり1日8時間

(8) 事業に従事するベビーシッター

認定事業者に所属するベビーシッター

(9) 事業に係る事務分担

本事業実施に係る都、区市町村及び公益社団法人全国保育サービス協会の事務分担は、別表のとおりとする。

(10) 助成額等に係る区市町村との負担割合

(5) に規定する利用料差額及び経費補償額は、全額都が負担する。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表) 事務分担

都	公益社団法人全国保育サービス協会	区市町村
<p>1 事業の企画、立案に関する事 2 事業に参画するベビーシッター事業者の認定に関する事 3 都、公益社団法人全国保育サービス協会及び区市町村の連絡調整に関する事 4 認定事業者との連絡調整に関する事</p>	<p>1 助成券発行システムの運用及びアカウントの発行に関する事 2 助成券の審査及び認定事業者への支払いに関する事 3 助成券の利用状況に係る都への報告に関する事</p>	<p>1 管内における詳細な対象者要件の設定及び対象者の認定に関する事 2 管内の対象者に対する事業説明に関する事 3 助成券発行システムに係る管内の対象者からのアカウント発行申請の受付に関する事</p>